

議案第90号

## 静岡市営墓地条例の一部改正について

静岡市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営墓地条例の一部を改正する条例

静岡市営墓地条例（平成15年静岡市条例第183号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

墓地区分		管理料（1墓所につき）	
愛宕霊園	普通墓所	1号区	11,760円
		2号区	7,010円
		3号区	5,500円
		4号区	4,740円
		5号区	3,820円
沓谷霊園	普通墓所	42,560円以内の範囲において規則で定める額	
沼上霊園	普通墓所	1号区	4,310円
		2号区	3,820円
	芝生墓所		5,620円
	壁面式墓所		3,630円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市営墓地条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、平成31年度以後の年度分の管理料について適用し、平成30年度までの年度分の管理料につい

ては、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第2の規定に基づく墓地の管理に係る管理料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。